

令和8年度デジタル人材UIJターン支援事業委託業務 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度デジタル人材UIJターン支援事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の目的

本事業は、県内企業の稼ぐ力の強化及び生産性向上を図るため、県内企業が取り組むUIJターンによる高度IT人材の確保を支援することを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) UIJターンIT技術者マッチングイベントに関すること。

- ① 沖縄へのUIJターン等を希望するIT技術者（以下「IT技術者」という。）と県内企業が一堂に会するマッチングイベント（以下「イベント」という。）を年3回以上開催すること。そのうち1回以上は、首都圏での会場開催とする。
開催の日時や場所等については、県と協議すること。
- ② イベントに出展する県内企業（以下「出展企業」という。）及びIT技術者の募集、調整、フォローアップ等を行うこと。出展企業数は、毎回30社以上とすること。
- ③ イベント開催にあたっては、集客用のチラシ作成やSNSの活用、県内経済団体や県人会等への周知協力依頼など、集客に効果的な手法を検討の上広報を行うこと。また、関係機関と連携して、外国人IT技術者の集客にも努めること。
- ④ イベントに参加した出展企業及びIT技術者にアンケートを実施し、企業の採用活動やIT技術者の求職活動の動向等に関する情報を収集すること。アンケートについては、イベント終了後概ね2週間以内に集計分析を行い、県へ提出すること。
- ⑤ 他、イベント開催に必要と考えられる取組があれば具体的に提案すること。

(2) 相談窓口の設置及び個別相談の実施

- ① 本事業で利用するWebサイト（既存のWebサイト、SNS又は新たに作成するものをいう。以下同じ。）等に登録された求人・求職情報や独自で保有する情報等を基に、県内企業とIT技術者とのマッチングを行う相談員を、県内及び首都圏に各1名以上配置すること。また、本事業で利用するWebサイト等に、相談員への相談窓口を掲載すること。
- ② 県内企業やIT技術者からの求人・求職に関する相談に対応するとともに、必要な求人・求職情報の提供等を行うこと。
- ③ 県内企業向けの相談業務
 - ア 企業の求人状況の確認、情報提供
 - イ 求人票作成への助言、確認、更新
 - ウ 企業に合った求職者の紹介
 - エ 求職者からの経歴書、履歴書の送付、企業訪問、面接の設定調整
 - オ 求職者との待遇条件調整

- ④ IT 技術者向けの相談業務
 - ア 求職活動状況の確認、情報提供、助言
 - イ 相談員との面談
 - ウ 求職者に合った県内企業の紹介
 - エ 経歴書、履歴書の受付、助言
 - オ 面接対策の実施
 - カ 応募企業との面談調整、選考結果の連絡
 - キ 応募企業との待遇ほか条件調整と連絡
 - ク 進捗状況の確認
- ⑤ その他、個別相談等に必要と考えられる業務があれば、その内容及び手法を具体的に提案すること。

(3) 各種情報提供等の実施

- ① 本事業で利用する Web サイト等により、IT 技術者とのマッチングを希望する県内企業の会社情報や求人情報、沖縄県の生活環境全般の情報等を掲載すること。
- ② IT 技術者以外の求職者から問い合わせ等があった場合は、沖縄県等が実施する就職支援関係の情報を提供すること。
- ③ 沖縄県（商工労働部雇用政策課）が実施する「UIJ ターン就職促進委託業務」の補助金交付に係る相談実績の問い合わせに対応すること。また、相乗効果が図られるよう、企業情報や求人情報の交換など、積極的な連携を行うこと。

(4) 実施体制

- ① 本業務を円滑に進めるため、以下に示す者を配置した実施体制を構築すること。
 - ア 本事業で実施する UIJ ターン IT 技術者確保を支援するための、県内及び国内外の IT 技術者の動向に精通した専門的知見を有する者。
 - イ 就職支援や移住に関する相談に対応できるノウハウや経験を有する者。
 - ウ 求職者と企業が一堂に会するマッチングイベントを実施するための企画立案、円滑な運営を行うとともに、効果的な集客を講ずることができる者。
 - エ 事業を効率的に遂行するために必要な事務管理能力を有する者。
- ② 委託業務の進捗状況報告及び事業方針の確認・決定のため、月 1 回程度、対面又はオンラインにおいて進捗状況等に関する定例会を開催すること。また、毎月実施した相談対応やマッチングの状況等は、毎月取りまとめ、翌月 10 日までに報告すること。

(5) その他独自提案

(1)~(4)のほか、本事業の目的に沿った独自提案があれば、委託金額の範囲内で提案すること。

5 委託業務の目標

本委託業務における目標は県内企業への内定件数 8 件以上とする。
受託者においてはこの目標達成に向けて取り組むこと。

6 成果物

- (1) 実施報告書の電子ファイル（PDF 形式及び Word 形式）を電子媒体で沖縄県に納品すること。（別途指示がある場合はその指示のとおりとする）。

実績報告書には、実施した業務内容のほか、成果に関する分析・評価、課題、次年度に向けた改善点等を記載すること。電子データは、情報更新が可能な編集データ及びPDF形式で、長期保存可能なDVD等の媒体により提出すること。また、参加者名簿やアンケートの回答データや集計結果、使用した画像等の元データ等の関係資料一式を併せて提出すること。

- (2) 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
 - ① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル（文字コード：UTF-8（BOM無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
 - ② PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
 - ③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含め利用許諾を得ること。
- (3) 成果物の所有権及び著作権は、沖縄県に帰属する。第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。また、著作者人格権を行使しないこと。
- (4) 本事業により得られた成果物、資料、情報等は、沖縄県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める契約の主たる業務については、その履行を三者に委任し、又は請負わせることができない。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務
- ・ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

- ・ 契約金額の50%を超えない業務

・その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める業務についてはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計
- ・その他、県が簡易と決定した業務

8 その他

- (1) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方が協議して定める。